

# 公共建築工事の適切な発注等に資する ための地方公共団体への協力の取り組み

花井 祐司<sup>1</sup>

<sup>1</sup>営繕部 計画課（〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1）

本稿では、地方公共団体等の発注者支援等に資するため営繕部が設置している「公共建築相談窓口」について、その概要とともに、平成24年4月から平成29年3月までに寄せられた相談内容の整理・分析を行った概要について紹介する。

また、近年の公共建築工事の発注において懸念事項のひとつとなっている入札不調対策や予定価格の適正化に関する地方公共団体からの相談に対し、営繕部の対応とその結果を紹介する。

キーワード：先導的役割、公共建築相談窓口、入札不調

## 1. はじめに

平成29年1月に社会資本整備審議会より「官公庁施設整備における発注者のあり方について」が答申された。この答申は、品確法等の改正や基礎ぐい工事問題への対応経緯、公共建築工事の現状と課題を踏まえ、公共建築工事について、調査・企画から設計、工事に至る過程における発注者の役割を明確化したほか、その役割を適切に果たすための方策を提言しており、全ての公共建築工事の発注者に向けたものである。その中で国土交通省には公共建築工事の発注者としての先導的役割が求められている。

本稿では、発注者としての先導的役割だけでなく、営繕部の主たる業務である官庁施設の整備とその保全に関する業務について、国の機関や地方公共団体からの相談を広く受け付ける公共建築相談窓口の取組について紹介する。

## 2. 公共建築相談窓口の設置

今から15年前、官庁営繕では社会経済環境の激変に伴う、官庁営繕における変化（ストック時代への移行、官民の役割分担、IT技術の進展等）に対して、組織的・体系的な対応が必ずしも十分な状況でなく、抜本的な対応が急務となっていた。それらの状況を踏まえ、官庁営繕

の使命を原点から問い直し、環境の変化や新たな時代の要請に対応し、的確にそして効率的な業務を進めることを目的として、平成14年6月に「官庁営繕のマネジメント改革」（図-1）が官庁営繕の方針として定められた。この中で、官庁営繕部の「根幹的使命（ミッション）」は、国民の共有財産である官庁施設に関して、良質な施設及びサービスを効率的に提供し、公共建築分野において常に先導的な役割を果たすこととされている。

根幹的使命は不変であり、その使命を実現するため目標（ビジョン）を定め、組織として職員の核心的能力を中心とし、計画、実施、評価によるスパイラルアップを図ることとしたものである。

このような背景のもと、公共建築相談窓口は、「官庁営繕のマネジメント改革」の「先導的役割の強化」の具現化のひとつとして、平成14年に官庁営繕部、各地方整備局等に設置された。

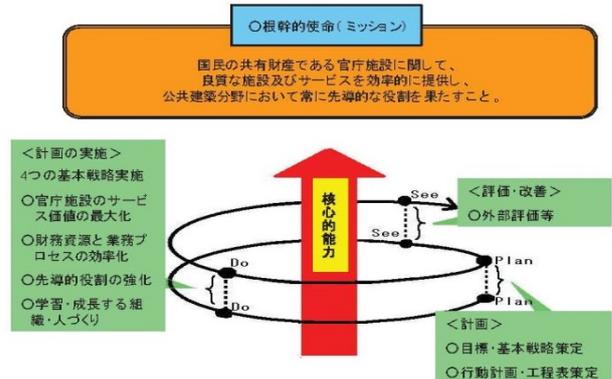


図-1 官庁営繕のマネジメント改革の概要

### 3. 公共建築相談窓口の変遷

平成14年に設置された公共建築相談窓口（図-2）では、主に管内の国の機関、地方公共団体、民間を対象とし、積算・設計及び入札手続きや保全、工事監理等についての相談を受け付けていた。「マネジメント改革の推進に関する基本方針」（平成15年3月官庁営繕部）に基づき、「中部マネジメント改革行動計画」（平成15年4月中部営繕部）が作成され、業務プロセスの計画・評価・改善に関する体制の強化やCS調査による顧客満足度の把握などと並び、技術基準等に関する相談窓口の活用が盛り込まれ、関係機関との一層の連携強化が図られた。平成25年に相談窓口の方式が改正され、全国的に相談内容等のデータを蓄積・分析していく形となった。

また平成26年1月に総務省・国交省から地方公共団体に向けて、通達「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」が発出されている。東日本大震災の復興が進むなか、全国的に技術者や職人が不足しており、地方公共団体の大型の公共建築工事を中心に、予定価格が実勢価格と乖離していることなどを原因として不調不落が増加していた。このような社会情勢を受けて、適正な予定価格の設定等を通じ、円滑な施工確保を図るための措置が必要となり、国土交通省の取り組み強化の一環として、公共建築相談窓口を通じた地方公共団体等の支援が推進された。

	H14	H15	H23	H26	H29
相談窓口	相談窓口設置	技術的基準に関する 窓口活用の推進		予定価格の設定等に関する 窓口活用の推進	
関連事項	官庁営繕のマネジメント改革	中部マネジメント改革行動計画	東日本大震災	通達「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」	答申「官庁施設整備における発注者のあり方について」

図-2 相談窓口の変遷

### 4. 相談内容の分析

本稿では平成24年4月から平成29年3月までに寄せられた相談について、整理・分析を行った。

中部地整では平成24～28年度の5年間で約1,200件の相談を受けて付けており、特に平成26年度以降は1件/日のペースで相談が寄せられていることになる（図-3、4）。

相談者別では国の組織、地方公共団体、その他の順に利用が多い。国の組織が多い理由としては、官庁営繕の日常的な業務が各省庁の組織と密接に関わることが多く、相談しやすい関係が普段から構築されているからと考えられる。その他として、民間事業者や個人からの相談も一定数見られる。

年度別の相談件数の比較（図-4）では、平成25年度までは地方公共団体は40件/年前後で推移していたが、平成26年2月に、管内の地方公共団体に対し通達「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」の主旨の説明会を行い、相談窓口の積極的な活用の周知があったこともあり、相談件数が大幅に増加している。これまで相談窓口を知らなかった地方公共団体が新規に活用したためと考えられる。

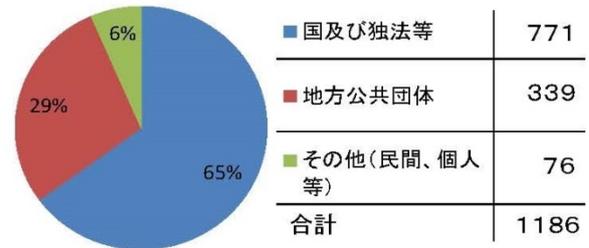


図-3 相談者の内訳

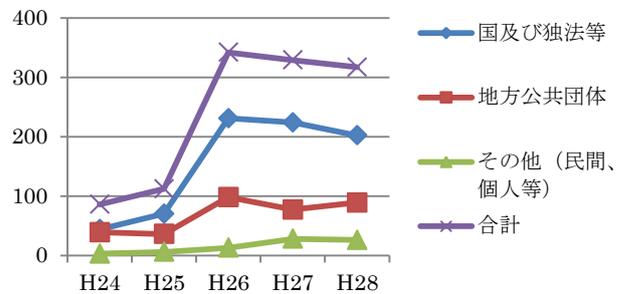


図-4 年度別の相談件数

相談種別は、「入札契約手続き」、「設計」、「積算」、「工事監理」、「保全」、「環境対策」、「企画立案」、「その他」の8項目に分類して整理している。

図-5は各項目の代表的な相談内容である。

相談種別	相談内容
入札契約手続き	プロポーザル方式の発注方法、変更契約の考え方
設計	技術基準や仕様書に関する内容
積算	積算基準、経費の考え方
工事監理	技術検査、ASPの導入
保全	法定点検、管理する建物の不具合、BIMMS-N
環境対策	照明のLED化、PCBの処理
企画立案	面積算定、予算要求
その他	耐震安全性の分類、防災関連

図-5 各項目の相談内容

次に年度毎の各項目の構成比について整理した。

地方公共団体（図-6）では「入札契約手続き」、「設計」、「積算」が相談全体の5～7割を占めている。積算基準や入札に関連する内容が多く、地方公共団体が入札方式や予定価格の設定に苦慮していることが分かる。

一方で、国の組織（図-7）においては「保全」が6割で、各官署が管理する庁舎等の法定点検に関することや不具合の相談が多数を占めている。

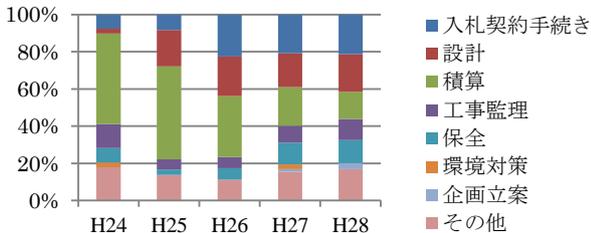


図-6 各項目の構成割合 (地方公共団体)

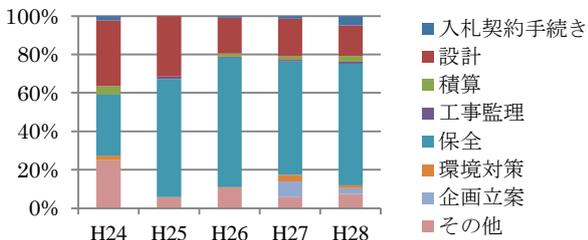


図-7 各項目の構成割合 (国の組織)

次に相談を受け付けた時期を四半期毎に整理した。

地方公共団体（図-8）では、時期によって各項目に特に大きな差は見られなかった。

一方で国の組織（図-9）の場合は、第1～2四半期において相談が集中する傾向が見られた。この要因としては、異動に伴い、初めて施設管理を担当する方からの建築物の保全・管理に関する問い合わせが増えたためと考えられる。

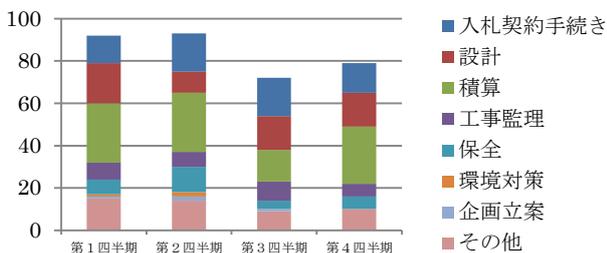


図-8 四半期毎の各項目の構成比 (地方公共団体)

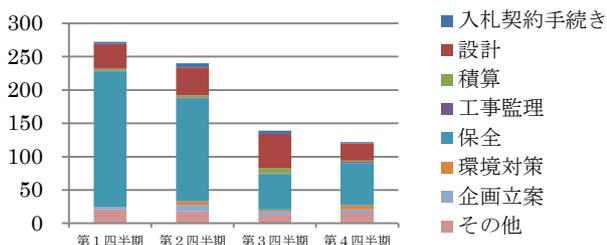


図-9 四半期毎の各項目の構成比 (国の組織)

相談窓口のPRの方法としては、中部地方整備局ホームページ（図-10）に掲載している。また、各種説明会や官庁施設保全連絡会議等において、リーフレット（図-11）を配布し、積極的に周知している。



図-10 中部地整管繕部ホームページ

**公共建築相談窓口とは・・・**

国土交通省中部地方整備局宮繕部・静岡宮繕事務所では、地方公共団体等との情報交換、情報の共有化と連携をはかるための「公共建築相談窓口」を設置しています。官庁施設整備のための各種業務等に関する幅広い相談に応じる窓口として、お気軽にご相談ください。

**相談事例**

「工事入札時の不調・不落対策」  
・庁舎建設に関する不調・不落対策、積算内容について相談し、取組み実績を基に対応したところ契約に至った。

「積算に関する疑問を解決」  
・積算基準や、スライドへの対応、見積活用方式への考え方について説明を行い、解決へ至った。

「保全に関する疑問を解決」  
・保全業務仕様書、積算基準、法定点検、BIMMS-Nの操作等の考え方について説明し、解決へ至った。

以上のように、各種相談に対応させていただきます。

**実績**

国土交通省全体で平成27年度は、2,488件の相談に対応。  
（平成26年度は、2,259件の相談に対応）

相談団体の内訳	件数	割合
国・国法等	1,053	42%
市町村	578	23%
政令市・特別区	284	12%
郡市町村	342	14%
その他	221	9%
合計	2,488	100%

**NEWS**

受付2000件突破！

【出典：日刊建設情報新聞 平成27年2月5日付 2面(抜粋)】

国土交通省が本省や地方整備局などに設置している「公共建築相談窓口」には、2014年1月～12月の間に延べ1245団体から、計1946件の相談が寄せられた。15年1月もめると、2000件を突破したと見られる。

相談窓口は、全国の大型公共建築工事など入札不調・不落が発生する中、発注方式や積算などについて、情報提供やアドバイスを行う発注者支援ツールの一つ。実際に相談した不調案件で、予定価格の見直しなどにより落札に至ったケースも増えてきている。

国土交通省 中部地方整備局 宮繕部・静岡宮繕事務所 2016.5K

図-11 相談窓口リーフレット

